

三菱日立パワーシステムズ株式会社「三菱日立パワーシステムズ  
高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

平成26年11月5日  
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、三菱日立パワーシステムズ株式会社「三菱日立パワーシステムズ高砂工場実証設備複合サイクル発電所更新計画環境影響評価準備書」について、三菱日立パワーシステムズ株式会社に対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：兵庫県高砂市  
原動力の種類：ガスタービン及び汽力（コンバインドサイクル発電方式）  
出 力：51.8万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成25年 3月19日
住民意見の概要等受理	平成25年 5月14日
兵庫県知事意見受理	平成25年 7月 4日
経済産業大臣勧告	平成25年 8月 2日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成26年 5月 7日
住民意見の概要等受理	平成26年 6月26日
兵庫県知事意見受理	平成26年10月14日
環境大臣意見受理	平成26年10月15日
経済産業大臣勧告	平成26年11月 5日

問い合わせ先：電力安全課 磯部、櫻福

電話：03-3501-1742（直通）

三菱日立パワーシステムズ株式会社「三菱日立パワーシステムズ高砂工場  
実証設備複合サイクル発電所更新計画環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

現在想定している実証試験終了後も、本設備を一部更新して新たな実証試験を開始することにより環境負荷が増加する場合には、改めて環境に及ぼす影響について予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全対策を講じ、その結果を公表すること。

2. 各論

(1) 騒音等

施設の稼働に伴う騒音等の予測結果について、民家等が存在する地域の予測値が、騒音の環境基準値と同値であること等から、敷地境界における環境監視の結果等を基に、当該地点における環境基準の達成状況の把握を行い、本事業の影響により配慮を要する場合には、追加の環境保全措置を講ずること。

(2) 温室効果ガス

- ① 事業者として、既存の経年火力発電設備と比べ二酸化炭素排出原単位が小さい本実証設備の熱効率の適切な維持管理を通じて、着実に二酸化炭素排出量を削減すること。
- ② 本実証試験で発電した電力を小売業者に売電する場合には、小売段階が調達する電力を通じて発電段階での低炭素化が確保されるよう、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- ③ 本事業を含め、事業者における長期的な二酸化炭素削減対策について、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(3) その他

本事業により高効率の発電設備の開発、実用化が進展すれば、環境保全上の優位性をもたらすことに鑑み、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。また、実証試験の成果については、その内容を公表し、できる限り早期に信頼性が確保された発電技術の確立及び普及を目指すこと。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。